

⑤国立感染症研究所村山庁舎の 火災・地震対策等について

⑤ー1 国立感染症研究所村山庁舎における地震対策について

◇ 村山庁舎消防計画において地震対策を示している

◇ 地震時の災害を予防するため、設備等の適正な機能を維持するための検査・点検・報告が義務付けされており、定期的に北多摩西部消防署長に報告することとされている。

また、合わせて実験機材等の転倒及び落下防止措置の確認、運転中の各種機械の非常停止装置の機能確認、対震安全装置の作動状態の点検・整備なども行うこととしている。

※地震時の避難場所は雷塚公園、広域避難場所は武蔵村山市立雷塚小学校

◇ 周辺地域との協力体制(主な内容)

* 周辺施設と協議し、震災時の応援体制について、消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図る。

* 火災予防、火災発生時および地震発生時の対策を居住者、従業員又は近隣住民に呼びかける。

* 必要に応じて、人員、防災資器材を動員して、周辺地域の消火活動、救助、救護活動を行う。

* 情報伝達方法については、より迅速で的確な手段が講じられるように、今後、「村山庁舎施設運営連絡協議会」を通じて、調整等を図っていくこととする。

◇ 村山庁舎の各棟の耐震診断結果について

国の施設の建築、修繕等については、「官公庁施設の建設等に関する法律」等に基づいて実施されており、国土交通省が定める「総合耐震診断基準」に基づき、全ての施設を対象に施設の位置・配置等、構造体（壁、柱等）、建築非構造部材（天井材、外壁、建具等）及び建築設備（電力供給設備、空調設備等）のうち必要な項目について総合耐震診断を実施している。

平成18年から19年に行われた国土交通省における官庁施設（構造体）の耐震診断結果

対象施設：1号棟、2号棟、3号棟、4号棟、5号棟、6号棟、8号棟（7号棟含む）、設備棟、
管理棟 → d評価

※ 評価は、a～dの4段階で、d評価が最も安全であるとの評価。

※ この評価に係る「地震」とは震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう（ただし、地震動の特性、地震の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる、とされている。）

※ なお、中央防災会議 首都直下地震対策専門調査会 地震ワーキンググループ報告によれば立川断層の活動によって生じる地震は、想定震度6強から7程度とされている。

⑤ー2 国立感染症研究所村山庁舎における防火対策について

◇ 村山庁舎消防計画において防火対策を示している。

* 防災委員会の設置・運営 * 自衛消防隊の設置

◇ 防火管理として、設備等の適正な機能を維持するための検査・点検・報告が義務付けされており、定期的に北多摩西部消防署長に報告することとされている。

◇ 火災等の対応(休日、夜間における活動体制の確保)

* 近隣の者及び防災センター(庁舎内)への通報	* 消防機関への通報
* 非常放送設備による庁舎内への周知	* 初期消火等の活動
* 避難誘導活動	* 応急救護活動

※ 応援出動

村山庁舎に隣接する施設及び居住者から火災等の災害に対し応援要請を受け、必要と認めた場合は、自衛消防隊を出動させる。また、必要に応じて、人員、防災資器材を動員して、周辺地域の消火活動、救助、救護活動を行う。

◇ 情報伝達方法については、より迅速で的確な手段が講じられるように、今後、「村山庁舎施設運営連絡協議会」を通じて、調整等を図っていくこととする。

⑤ー3 国立感染症研究所村山庁舎における警備体制について

◇ 村山庁舎の警備については、年間契約により警備会社へ委託している(24時間体制)

* 開庁日は、常時3人体制、定期的な巡回警備、夜間は常時2人体制で対応

* 閉庁日(土日祝日)は、常時2人体制、定期的な巡回警備

* 有人監視に加えて、監視カメラ、赤外線センサー、振動センサーによる侵入物等の監視(警備室の監視モニターで監視)

* 警察当局による定期的警備

※エボラ出血熱疑い検体の搬入など有事の際は、警備体制を引き上げて対応

※今後、補正予算等によりセキュリティ対策の一層の強化を予定